

生産性向上設備投資促進税制について

既にご存知の方も多いかと思いますが、産業競争力を強化することを目的とした「産業競争力強化法」が平成26年1月20日に施行されました。その中の一つ生産性向上設備投資促進税制は企業にとって非常に使い勝手が良い減税（繰延）制度であり、当所の顧問先様もかなりの件数の適用を受けております。

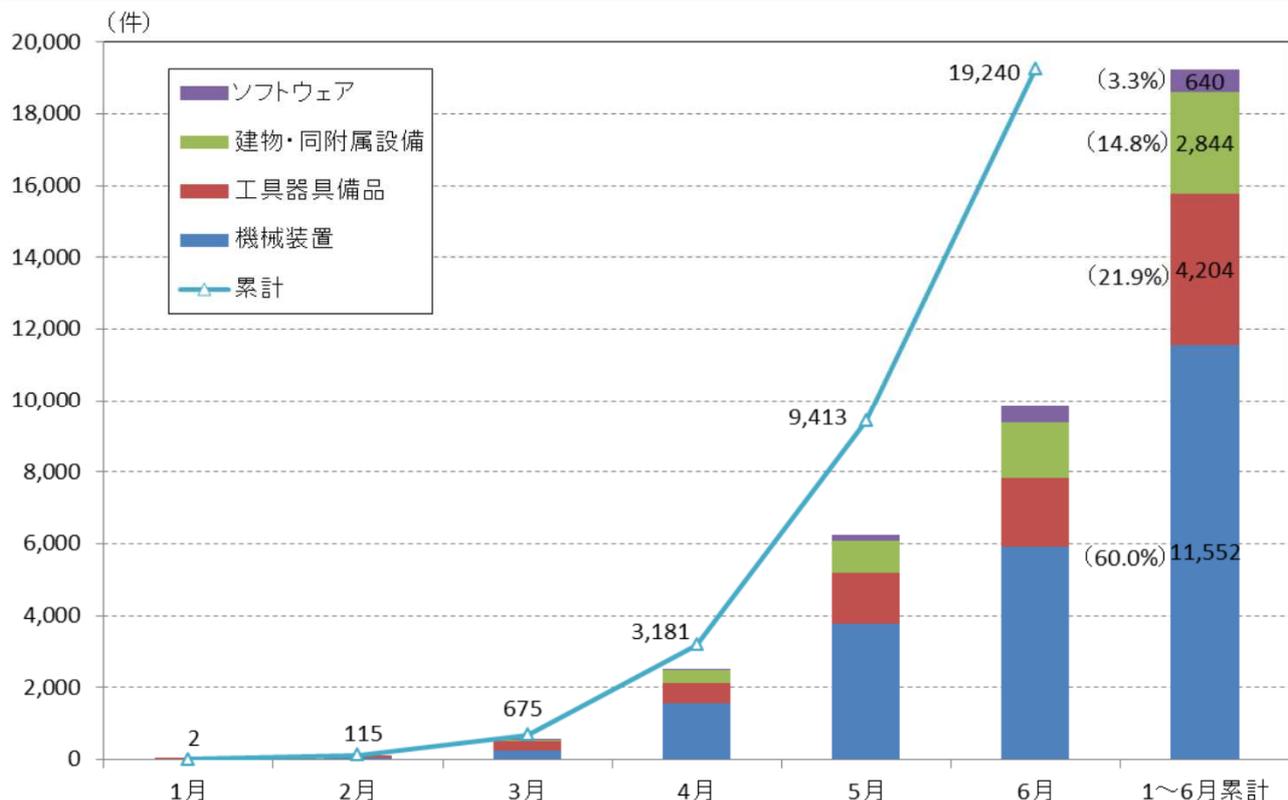
利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまでの幅広い設備が対象となっており、税制措置としても即時償却又は最大5%の税額控除（中小企業者にあつては最大10%）が適用できるなど、今までに類を見ない大胆な税制となっており、異次元の税制措置とされています。

その内容は、A類型とB類型の2つの確認等の方法があり、どちらかの確認等を受けて、取得価額要件等を満たした場合に税制措置を受けられるというものです。

A類型は先端設備（最新モデル等）に該当するものについて、設備毎に税制措置を受けることができ、申請に当たっては、工業会等から設備毎に当該設備が基準を満たす旨の証明を受けることとなっています。B類型は生産性向上又はオペレーションの改善に資する設備について、事業者が投資計画毎に投資利益率を判定し、一定の基準を満たせば、投資計画毎に経済産業局の確認を受けることとなっています。

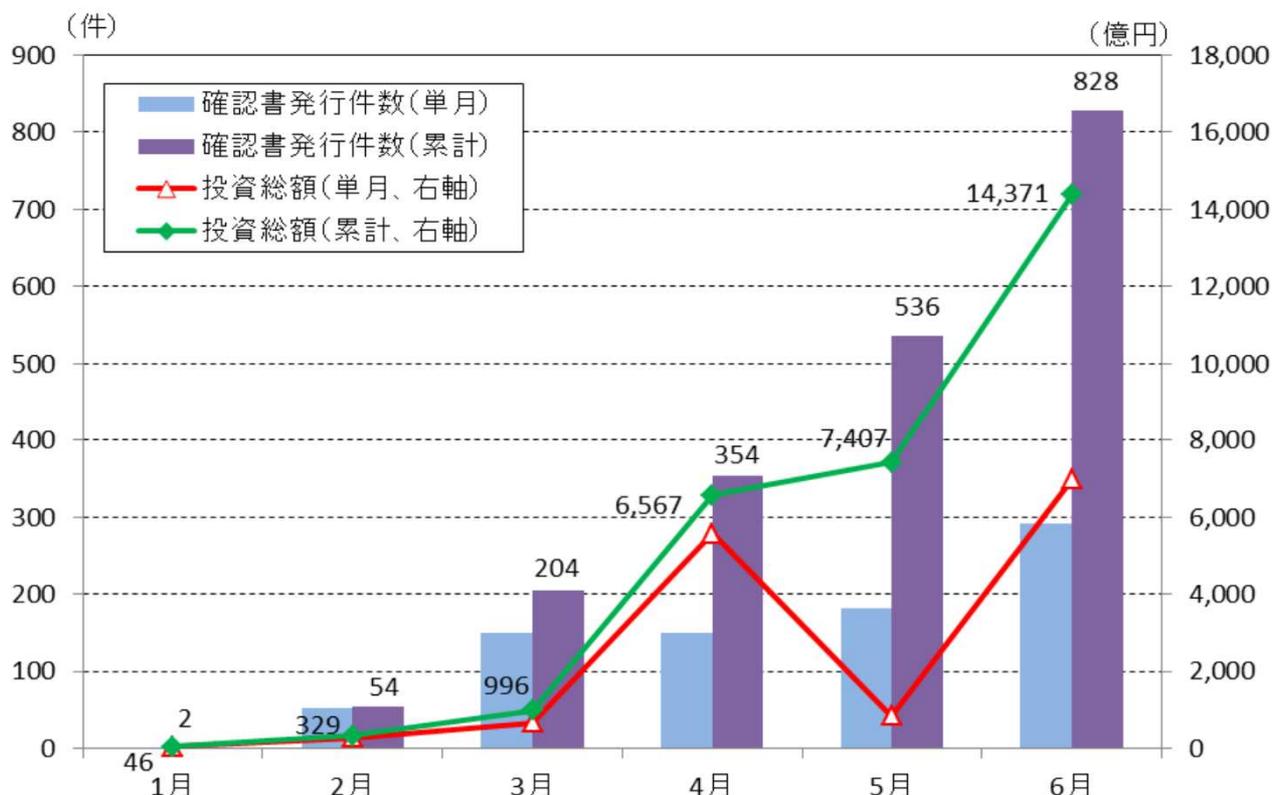
この生産性向上投資促進税制がH26.6時点で、いったいどれほど利用されているのかを判断する資料として、経済産業省がHPの中で「産業競争力強化法の施行から半年」というページをアップしました。

それによると、証明書（A類型）発行状況（6月末時点）で下記の通りです。



設備単位で簡易に証明書発行が可能であり、発行件数は右肩上がりに増加しています。6月末時点で発行件数は19,000件を超えており、ますます増加していくと思われます。内訳については、経済産業省では、「機械装置はもちろんのこと、器具備品や建物附属設備、ソフトウェアなど多岐に渡る種類の設備について証明書が発行されています」とされています。やはり、機械装置での適用が最も多く、その60%を占めております。そもそもA類型の認定はメーカーが工業会に証明書の発行を求める必要があります。現状では、機械メーカーは本税制を理解している企業が多く、すぐに出してもらえることも多いソフトウェア会社や内装業者等は本税制の内容を知らない場合も多々あります。このことから、今後、認知度が上がるにつれて、ますます発行件数も増えると思われます。

確認書(B類型)発行状況(6月末時点)は下記の通りとなります。



中小企業者等に対する確認書(B類型)発行状況

	件数	割合
中小企業者等	538	65%
大・中堅企業	290	35%
合計	828	

B類型に関しては、申請の数こそ少ないものの、投資の規模は1.4兆円と投資規模では大きくA類型を上回ります。これは、B類型では建物も対象となっていることから、投資規模を引き上げているのではないかと思います。

また、上記に記載したようにB類型は中小企業者等の利用率が2/3あります。これは、先端設備でないと適用できないA類型と異なり、

資金的な面から先端設備を導入できない中小企業にとっても、使い勝手が良いと周知されてきているのではないのでしょうか？

経済産業省では「本税制は対象業種について制限がなく、製造業のみならず、流通業やサービス業といった非製造業にも広く活用されています」と記載されていますので、様々な業種で使われていることがうかがえます。

この半年間の発行件数はA類型B類型を合計すると約2万件。投資額はB類型だけで1.4兆円と想像以上の規模になっています。更に、グラフを見ればわかるように、右肩上がりです。証明書や確認書の発行件数が増えており、今後もこの傾向は続くものと予想しています。

本税制は設備投資を考える企業にとって、非常に大きな意味合いを持ち、現実的に投資の後押しをしているものと思われます。特にキャッシュの薄い中小企業は、積極的に本税制を活用することで減税効果を最大限に活用し、設備投資の一助となるようにしていただければと思っています。

N総合会計 大西 隆一